

沖縄所有者不明土地連携協議会

設立総会・第1回総会

資 料

と き：平成31年2月18日（月）
15：30～17：10

ところ：那覇第二地方合同庁舎2号館
1階共用会議室A・B

沖縄所有者不明土地連携協議会設立総会 配席図

法務局長 沖縄局長

国交省公共用地室長

進行役

演 台

出
入
口

弁護士会会長
司法書士会会長
行政書士会会長

土地家屋調査士会会長
不動産鑑定士協会会長
補償コン協会沖縄支部長

幹事機関代表 (行政)

幹事(行政)

幹事(関係団体)

沖縄総局・沖縄県・市町村

出
入
口

報 道

沖縄所有者不明土地連携協議会設立総会・第1回総会

次 第

(15:30~16:00)

1. あいさつ

内閣府沖縄総合事務局次長

法務省那覇地方法務局長

国土交通省土地・建設産業局

2. 協議会設立経過説明

3. 協議会設立手続

(1) 協議会規約案の説明

(2) 協議会規約案の承認

(3) 会長職務代行者の指名

(4) 構成員の紹介

(16:10~17:10)

4. 情報提供

(1) 所有者不明土地法の施行について

(国土交通省土地・建設産業局企画課)

(2) 所有者不明土地問題の解消に向けた取組

(法務省那覇地方法務局不動産登記部門)

(3) 国土交通省による地方公共団体支援について

(内閣府沖縄総合事務局開発建設部用地課)

沖縄所有者不明土地連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、沖縄所有者不明土地連携協議会と称する。

（目的）

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）について、関係する者が連携することにより、もって用地業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 三 地方公共団体の用地業務の円滑な遂行のための支援
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第4条 本会の構成員は、別記1に掲げる所有者不明土地法に関する事務及び用地業務に関する事務を所掌する行政機関及びこれら業務に関係する団体並びに総会で加入を認められた者とする。

（会長）

第5条 会長は、内閣府沖縄総合事務局次長（開発建設担当）をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

（総会）

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(総会の議事の公開)

第7条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会後速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第8条 総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別記2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。

3 幹事会は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部用地課長が座長として主宰する。

4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
- 二 総会に提出する事案に関する事項
- 三 総会が幹事会に委任した事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(会費)

第9条 会費は徴収しない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部用地課に置く。

2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月18日から施行する。

(別記1) 沖縄所有者不明土地連携協議会構成員名簿

1. 国の機関

内閣府沖縄総合事務局次長(開発建設担当)
法務省那覇地方法務局長

2. 県の機関

沖縄県土木建築部長
沖縄県土地開発公社理事長

3. 市町村の機関

那覇市長	国頭村長	北谷町長	北大東村長
宜野湾市長	大宜味村長	北中城村長	伊平屋村長
石垣市長	東村長	中城村長	伊是名村長
浦添市長	今帰仁村長	西原町長	久米島町長
名護市長	本部町長	与那原町長	八重瀬町長
糸満市長	恩納村長	南風原町長	多良間村長
沖縄市長	宜野座村長	渡嘉敷村長	竹富町長
豊見城市長	金武町長	座間味村長	与那国町長
うるま市長	伊江村長	粟国村長	
宮古島市長	読谷村長	渡名喜村長	
南城市長	嘉手納町長	南大東村長	

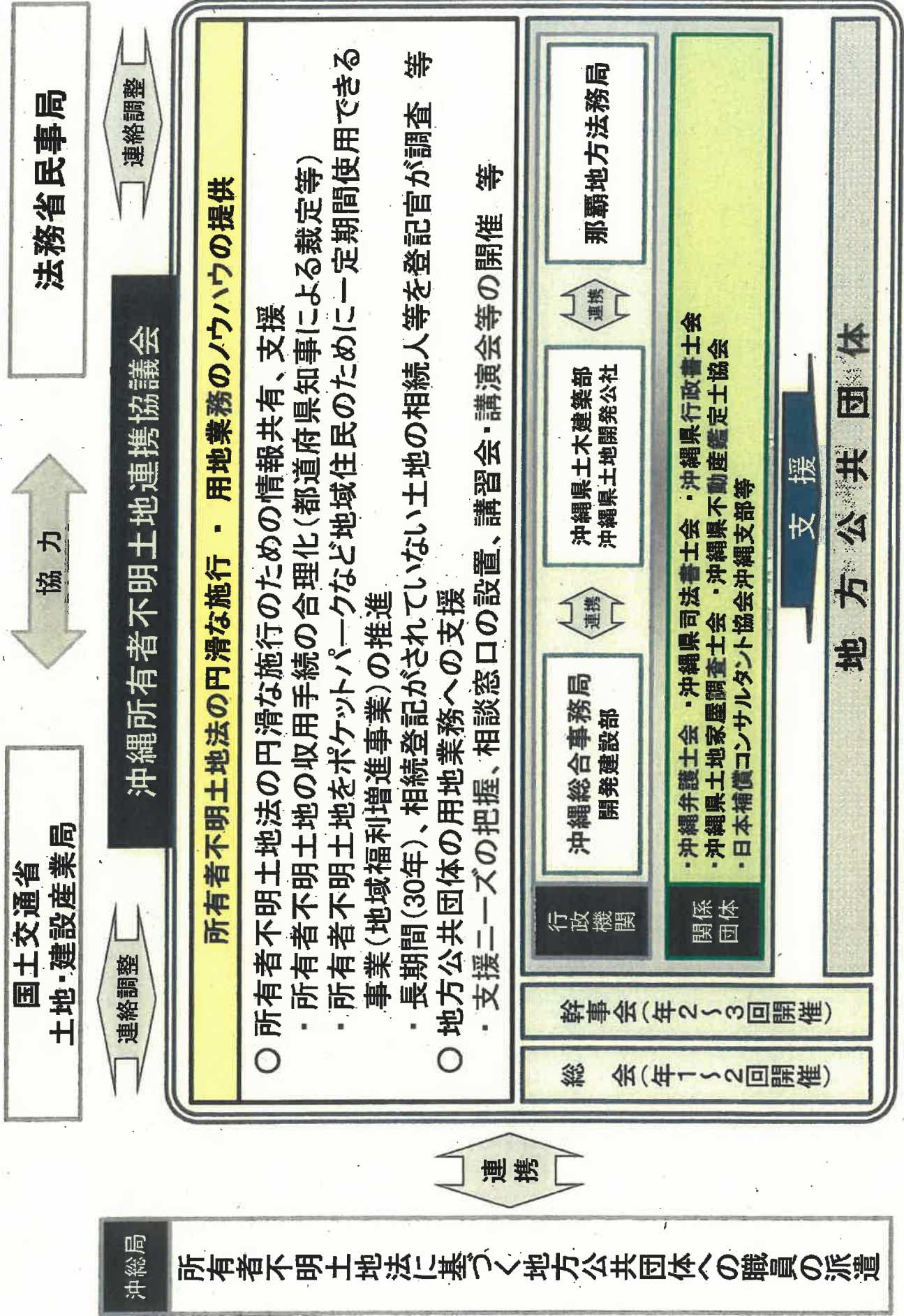
4. 関係団体

沖縄弁護士会会長
沖縄県司法書士会会長
沖縄県行政書士会会長
沖縄県土地家屋調査士会会長
公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部長

(別記2) 沖縄所有者不明土地連携協議会幹事名簿

内閣府沖縄総合事務局開発建設部用地課長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課長
法務省那覇地方法務局首席登記官(不動産登記担当)
沖縄県土木建築部用地課長
沖縄県土地開発公社業務部長
那覇市都市みらい部道路建設課副参事
今帰仁村建設課長
北中城村建設課長
沖縄弁護士会副会長(総務担当)
沖縄県司法書士会副会長(企画部担当)
沖縄県行政書士会副会長(業務開発部担当)
沖縄県土地家屋調査士会業務部長
公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会企画委員長
一般社団法人日本補償コンサルタント協会沖縄支部事務局長

沖縄所有者不明土地連携協議会の概要



国土交通省
土地・建設産業局

協力

法務省民事局

連絡調整

沖縄所有者不明土地連携協議会

連絡調整

所有者不明土地法の円滑な施行・用地業務のノウハウの提供

- 所有者不明土地法の円滑な施行のための情報共有、支援
 - ・所有者不明土地の収用手続の合理化(都道府県知事による裁定等)
 - ・所有者不明土地をポットパークなど地域住民のために一定期間使用できる事業(地域福祉増進事業)の推進
 - ・長期間(30年)、相続登記がされていない土地の相続人等を登記官が調査等
- 地方公共団体の用地業務への支援
 - ・支援ニーズの把握、相談窓口の設置、講習会・講演会等の開催等

連携

行政機関

沖縄総合事務局
開発建設部

連携

沖縄県土木建築部
沖縄県土地開発公社

連携

那覇地方法務局

関係団体

- ・沖縄弁護士会・沖縄県司法書士会・沖縄県行政書士会
- ・沖縄県土地家屋調査士会・沖縄県不動産鑑定士協会
- ・日本補償コンサルタント協会沖縄支部等

支援

地方公共団体

幹事会(年2〜3回開催)

総会(年1〜2回開催)

沖縄総局

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員のパ遣

会長職務代行者の指名

沖縄所有者不明土地連携協議会規約第5条第3項の規定に基づく、
あらかじめ会長の指名する者は、法務省那覇地方法務局長とします。

平成31年2月18日

沖縄所有者不明土地連携協議会 会長 小口 浩